

請 願 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	1 2 2 0	受 理 年 月 日	令 和 4 年 11 月 28 日
件 名	市営住宅浴室へのシャワーの設置等		
要 旨	<p>京都府は、京都府営住宅の浴室に京都府の責任でシャワーを設置した。京都市は、中学生までの子供のいる家庭向けに改修した市営住宅（子育て世代向け住宅）の浴室には背の低い浴槽とシャワー設備の設置を行っている。</p> <p>ところが、それ以外の市営住宅の浴室の浴槽は、高齢者の皆さんから怖くて入れないとの声も出るほどの背の高い浴槽のままであり、シャワー設備がない。</p> <p>浴室へのシャワー設置は住環境としても基本的なものとなっており、市営住宅の浴室へのシャワー設置は市営住宅居住者にとって喫緊の願いである。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の浴室に京都市の責任でシャワー設備を設置すること。 2 市営住宅の浴室の浴槽を高齢者も安心して入れる背の低い浴槽に取り替えること。 		
請 願 者			
紹 介 議 員	赤阪 仁、西野さち子、やまね智史		
付 託 委 員 会	まちづくり委員会		